

大阪広域水道企業団監査委員条例をここに公布する。

平成23年 7 月 25 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第32号

大阪広域水道企業団監査委員条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第200条第2項及び第202条の規定に基づき、大阪広域水道企業団監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 監査委員に関する事務を処理するため、監査委員に事務局を置く。

2 事務局職員は、企業長の補助職員をもって充てるものとし、代表監査委員がこれを任免する。

3 事務局職員の定数は、5名とする。

4 事務局職員の給与、服務その他の身分取扱いに関しては、大阪広域水道企業団の職員の例による。

(監査、検査及び審査)

第3条 監査委員は、法第199条第4項の規定により監査をするときは監査をする日の10日前までに、同条第2項若しくは第5項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項の規定により監査をするときは、やむを得ない場合を除き、監査をする日の5日前までに監査を受けるものに通知するものとする。

2 監査委員は、法第242条第1項の規定による監査の請求又は同法第98条第2項若しくは第199条第6項若しくは地方公営企業法第27条の2第1項若しくは第34条の規定による監査の要求を受けたときは、やむを得ない場合を除き、当該請求又は要求を受けた日から7日以内に監査に着手するものとする。

3 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月22日に行うことを例とする。

4 監査委員は、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されたときは、当該審査に付された日から30日以内にその意見を企業長に提出するものとする。

(公表の方法)

第4条 監査委員が行う公表は、大阪広域水道企業団公告式条例（平成22年大阪広域水道企業団条例第1号）に定める公表の例による。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、
監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。